

令和4年度第2回日野市公契約審議会議事概要

開催日時場所	令和4年9月6日(火) 午後6時30分～午後8時00分 日野市役所5階 505会議室
出席委員	<p>会 長： 西浦 定継 (学識経験者 / 明星大学建築学部教授)</p> <p>副会長： 小池 孝範 (学識経験者 / 弁護士法人 ENISHI)</p> <p>委 員： 亀山 孝一 (事業者団体関係者 / 日野市商工会理事)</p> <p>委 員： 糟谷 敏美 (事業者団体関係者 / 日野市商工会理事)</p> <p>委 員： 田辺 真樹 (労働者団体関係者 / 全建総連東京都連日野地区協議会)</p>
<p><b>【次第】</b></p> <p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>(1) 労働報酬下限額(委託)について</p> <p>(2) 令和4年度発注工事の発注状況について</p> <p>(3) 令和4年度発注委託の発注状況について</p> <p>(4) 指定管理者制度について</p> <p>(5) 現地調査について</p> <p>3. その他</p> <p>4. 閉会</p>	
<p><b>2. 議事</b></p> <p>(1) 労働報酬下限額(委託)について</p>	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年10月1日改定の最低賃金及び令和5年度委託労働報酬下限額試算資料等について説明。</li> </ul>
委 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低賃金が現在の労働報酬下限額を上回ることがなくて安心したが、昨年の28円の上昇から今年は31円の上昇となっている。現在の労働報酬下限額1,075円に最低賃金の上昇幅31円を加算する計算式で令和5年度の労働報酬下限額を計算した場合は令和5年度途中に最低賃金が労働報酬下限額を上回ってしまうのではないかと。</li> <li>・最低賃金の上昇を見越して今回の上昇額31円に昨年から今年度の上昇幅の3円を上回る金額を加えた35円以上の加算をした1,110円から1,115円くらいに設定した方がいいのではないかと。仮に来年35円の上昇をした場合、現在の計算式で出した1,106円で設定をすると労働報酬下限額が最低賃金を下回ってしまう。そうすると労働報酬下限額を定める意味がなくなってしまう。</li> </ul>
委 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出をされた台帳を確認した限りでは支払賃金が1,075円ぴったりの事業者もいたが、支払賃金と労働報酬下限額の間には少しゆとりがあるところが多く見られたので、1,110円を上回る設定をしても対応できるのではないかと。</li> </ul>

委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働報酬下限額を上げることで事業者にとって不利益にならないか。</li> <li>・業務委託の積算根拠と経費を示しそのなかでしっかりと支払いがされていることが確認できたうえで進めるべきではないか。</li> <li>・労働者、事業者の双方に負担なく、そして市も含めた全ての関係者にメリットが享受できるものであるべきだと思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積算の労務単価が変わらずに労働報酬下限額が上がるのは単純に事業者にとって負担になるだけだが、積算基準があり経費の割合が定められている工事と委託業務では考え方が違うので対応は難しい面もあると思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨今の様々な価格高騰についても市にはある程度考慮していただきたい。</li> <li>・近年の最低賃金の上昇については事業者も苦慮しているところではあると思うが、求職情報等に記載されている時給が日野市の案件は1,075円、他自治体では最低賃金付近の金額であるとやはり目を引く。人材不足の状況の中、事業者にはメリットも感じてもらえているのではと思う。それを踏まえた下限額の設定というところも必要だと思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世間一般に労務費は全然上がっていない。こういった条例から動きを作っていくのが大事かと思う。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度委託労働報酬下限額は現在の1,075円に35円加算した1,110円とするでよいか。</li> </ul> <p>→異議なし</p>
(2) 令和4年度発注工事の発注状況について	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度公契約条例対象工事の発注状況について報告。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約締結時に事業者に公契約の話をした時の感触はどうか。ご理解いただいているか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に条例適用工事を請け負っている事業者ばかりなのでご理解はいただいている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回審議会で台帳の確認方法について話題に上がったが、引き続き意見交換をしていきたい。</li> <li>・先日、前回の審議会で見切れなかった台帳を見に行き、実情にそぐわないような記載や所定労働時間の認識に誤りがある台帳が見受けられた。是正も必要ではないかと思う。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これから公契約条例の対象を広げていく過程において台帳の確認の仕方等については課題であると考えている。</li> </ul>

会 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙ベースで提出してもらっているものをファイルで提出に変えることはできないのか。</li> <li>・確認の仕方等含めて引き続き検討していただきたい。審議会でも検討していく。</li> </ul>
(3) 令和4年度発注委託の発注状況について	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度公契約条例対象委託の発注状況について報告</li> </ul>
委 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案件一覧の中で落札率の低い案件が見受けられる。その案件については注視をしていきたい。</li> </ul>
委 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材料費や人件費が上昇している中で、契約金額を上げるなど対応してもらうことはできるのか。</li> <li>・社会情勢が不安定な状況下で、市の仕事を受注する事業者と対話をしてもらい、その中で悲鳴のようなものを耳にした際には真摯に対応をしてもらいたい。</li> </ul>
委 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、学校給食や学童クラブなどの委託契約は増えていく方向なのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その予定と聞いている。</li> </ul>
(4) 指定管理者制度について	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度の公契約条例の指定管理者への適用拡大に向けて、現在の指定管理制度の状況について説明。</li> </ul>
委 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料金制と使用料とあるが、利用料金制は利用者の支払った金額が全て事業者に入り、使用料の場合はその何割かを市に納めるという認識でいいのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いろいろなパターンがある。当初は利用料金制で全て指定管理者の手元に入るようにし、その中でサービス等の工夫をしてもらうようにしていた。これが原則だが、使用料として使用料条例に基づいて使用料を市に納めてもらったうえで市から委託料のような形で支払いをしているものもある。</li> </ul>
委 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料金制は収支の報告等の義務があるのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支報告の提出や、選定段階での事業提案書の提出をさせている。また各施設ごとに条件などもあるため必要な書類等を提出させている。</li> </ul>
委 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局提案にもあった通り、児童館から始めるといったような考え方は理解が出来る。</li> <li>・指定管理を対象にした場合、複数年契約の中に労働報酬下限額をどう落とし込むかということになると思う。例えば5年契約において初年度の労働報酬下限額から次年度以降変更された労働報酬下限額を契約の中に入れることは可能なのか。</li> </ul>

事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約の方法としては全体の契約期間に対して基本協定書を結び、そのうえで各年度ごとに年間協定を結んでいるが、労働報酬下限額の扱いについては主管課である企画経営課に確認をして次回以降報告をさせていただければと思う。</li> </ul>
(5) 現地調査について	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公契約条例対象案件の現場の状況について説明</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年の現地調査では現場の状況や事業者の声などその後の議論に活かすことのできる収穫の多いものだったと思う。</li> <li>・今後もしっかりと位置づけをして取り組んでいっていいものだと思う。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の現地調査であがった意見を参考に周知様式の修正などを実施した。今後とも続けていければいいと考えている。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施日や訪問先の調整をお願いします。</li> </ul>
(5) その他	
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公契約条例対象の業務や工事を請け負った事業者さんへのアンケートを検討していただきたい。実際に事業者からの声を審議会にいただき改善点などを検討していければと思う。</li> </ul>